資料－２

「東北地方新広域道路交通ビジョン等の検討に係る有識者会議」 規約（案）

（名称）

第１条　本会議の名称は「東北地方新広域道路交通ビジョン等の検討に係る有識者会議（以下、「有識者会議」と言う）」と称す。

（目的）

第２条　有識者会議は、東北地方における中長期的な観点から広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」及び「新広域道路交通計画」を策定するための助言・提言を行うことを目的とする。

（委員）

第３条　有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第４条　１　有識者会議に委員長を置く。

２　委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

３　委員長は、有識者会議の議事の進行及び意見等のとりまとめを行う。
ただし、委員長に事故があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（事務局）

第５条　有識者会議の事務局は、東北地方整備局道路部道路計画第一課が行う。

（委員等以外の者の出席）

第６条　委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。